

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 趣 旨

千葉県では、一定の条件を満たす県民に対して、低廉な家賃で住宅の提供を行っています。

今回、佐津間県営住宅の新設に伴い、同県営住宅駐車場の使用料を定めるため、当該規則の別表第1に定める駐車場に関し一部改正を行うほか、その他所要の改正を行うものです。

2 改正（案）の内容

(1) 佐津間県営住宅駐車場について

当該規則別表第1の欄中に次の内容を加えます。

所在地	駐車場の名称	使用料月額
鎌ヶ谷市	佐津間県営住宅駐車場	2,500円

(2) その他所要の改正

その他所要の改正を行います。

3 施行予定年月日

令和4年4月1日

4 関係規定

○千葉県県営住宅設置管理条例（昭和35年千葉県条例第39号）

（使用許可）

第33条の9 一般県営住宅の駐車場（以下この節において「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用料）

第33条の11 第33条の9の許可を受けた者（以下「駐車場使用者」という。）は、近隣の民間駐車場の料金等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、公益上その他の理由により前項の規定による使用料を全額徴収することが不相当であると認められるときは、当該使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第43条 この条例の施行に関し、必要な事項は、知事が定める。

○千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（昭和35年千葉県規則第55号）

（使用料の額）

第17条の6 条例第33条の11の規定による使用料は、別表第1のとおりとする。